

村上岩船定住自立圏の地域活性化に向けた連携協力に関する協定締結発表会

次 第

日時 平成27年9月25日（金）午後2時

場所 村上市役所 5階 第5会議室

1 開 会

2 出席者紹介

3 協定の概要について

4 挨拶

村上市長	高橋邦芳
関川村長	平田大六
粟島浦村長	本保建男
村上信用金庫理事長	大滝慎一

(写真撮影)

5 記者会見

6 閉 会

## 村上岩船定住自立圏の地域活性化に向けた連携及び協力に関する協定書

村上市（甲）、関川村（乙）、粟島浦村（丙）及び村上信用金庫（丁）（以下「協定四者」という。）は、地域の活性化に向けた連携及び協力（以下「連携協力」という。）を円滑にするため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、人々の住みやすい地域を目指し、創業支援及び企業再生並びに中小企業、農林水産業及び観光業等の発展、振興に資するため、村上岩船定住自立圏共生ビジョンに関する情報の共有及び各種支援制度の活用等に関する連携を円滑に行い、相互に協力し地域社会及び経済の活性化を促進することを目的とする。

### （連携協力についての協議等）

第2条 協定四者は、次の事項について情報交換、協議、検討等を行うものとする。

- （1）連携協力に係る具体的方策
- （2）地域定住人口の安定維持に向けた取組み
- （3）地域内における経済情勢及び企業動向
- （4）地域の活性化に向けた具体的方策
- （5）その他連携及び協力に係る必要事項

### （守秘義務等）

第3条 協定四者は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携協力において知り得た情報を連携協力上、必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 本協定の有効期間満了後も前項は効力を有するものとする。

### （個人情報等の取扱い）

第4条 協定四者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

3 本協定の有効期間満了後も前2項は効力を有するものとする。

### （複写及び保管等）

第5条 協定四者は、本協定に基づく連携協力において、知り得た情報の複写又は複製について、連携協力上、必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し保管する。

### （情報の返還等）

第6条 協定四者は互いに、提供された情報に関して、提供した者から返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し又は提供した者からの指示に従って処分する。

### （漏洩の防止等）

第7条 協定四者は、本協定第3条から前条までの義務違反があった場合又は秘密の漏洩する恐れが生じたことを知った場合は、直ちに漏洩の防止に努めるとともに相手方に報告する。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成28年3月末日までの間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに協定四者のいずれも別段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、それ以後についても同様とする。

2 前項にかかわらず、協定四者のいずれも、他の各者に対して1か月前までに通知することにより、本協定から離脱することができるものとする。

(協議解決)

第9条 協定四者は、本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項について協議の上、解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書4通を作成し、協定四者が各自記名押印の上、その1通を保管する。

平成27年9月25日

甲 新潟県村上市三之町1番1号

村上市長 高橋 邦 芳

乙 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

関川村長 平田 大 六

丙 新潟県岩船郡粟島浦村字日ノ見山1513番地11

粟島浦村長 本保 建 男

丁 新潟県村上市小町2番15号

村上信用金庫理事長 大滝 慎 一